

作 業 基 準

平成18年10月1日

太平洋フェリー株式会社

目 次

第 1 章	目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 2 章	作業体制	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 3 章	危険物等の取扱い	・ ・ ・ ・ ・ 2
第 4 章	乗下船作業	・ ・ ・ ・ ・ 3
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	・ ・ ・ ・ ・ 8
第 6 章	消火プラン	・ ・ ・ ・ ・ 10

第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、各航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 作 業 体 制

(作業体制)

第 2 条 陸上作業員および船内作業員の配置は、次の区分による。

陸上作業員の内訳は、(1) のとおりとし、人数については別図「陸上における指揮系統図」のとおりとする。

船内作業員の内訳及び人数については、(2) のとおりとする。

(1) 陸上作業

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| ① 乗下船する車両の誘導等 | 車両誘導員 |
| ② 乗下船する旅客の誘導等 | 旅客誘導員 |
| ③ 可動橋等陸上岸壁施設の操作 | 可動橋(補助ランプウェイ含む)操作員
人道橋操作員 |
| ④ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し | 綱取り放し員 |
| ⑤ 乗船待機中の旅客及び車両の誘導等 | 駐車場整理員 |

(2) 船内作業

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 乗下船する乗用車トラックの誘導等 | 車両誘導員 (3～5名) |
| ② 乗下船する旅客の誘導等 | 旅客誘導員 (1～3名) |
| ③ 航送旅客の誘導等 | 航送旅客誘導員 (1～3名) |
| ④ 固縛装置等の取付、取りはずし | 固縛要員 (9～12名) |
- 2 乗組員以外の者が船内で作業に従事する場合は、船内作業責任者の指揮を受けるものとする。
- 3 陸上作業責任者及び船内作業責任者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業責任者の所掌)

第 3 条 陸上作業責任者は、副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業責任者の所掌)

第 4 条 船内作業責任者は、船長の命を受け、船舶上に於ける自動車の誘導積み付け、旅客の乗下船誘導等の作業を指揮する。又離着岸時における陸上関連施設の準備状況を陸上作業責任者に確認を求めて作業を行うとともに、運送引き受けの拒絶又は運送順序が申し込み順序によらない場合等の取り扱いについて陸上作業責任者と協議する。

2 船内作業責任者 A (一等航海士とする。以下同じ) が指揮する作業は次のとおりとする。

- (1) 車両の乗下船時の誘導並びに積み付け
- (2) 船舶の発着時におけるランプウェイ等の開閉、遮断鎖等の開閉及び離・着岸作業
- (3) 航行中における船舶の巡視

3 船内作業責任者 B (事務長とする。以下同じ) が指揮する作業は次のとおりとする。

- (1) 旅客の乗下船誘導
- (2) 人道橋架設に関し、陸上作業責任者との連絡及び架設準備

第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 5 条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 各支店及び各港営業所営業担当者は、自動車航送に伴う危険物運送の申込みがあったときは、直ちに当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、副運航管理者に報告すること。
 - (2) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (3) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業責任者に指示し、船内作業責任者 A に連絡すること。
 - (4) 副運航管理者は、運送を引き受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前号の措置を講ずること。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品(以下「刀剣等」という。)の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 各支店及び各港営業所営業担当者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、

直ちに副運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。

- (2) 副運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、船舶への積載について船長と協議のうえ運送を拒絶し、又は一定の条件を附して運送を引受けるよう陸上作業責任者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業責任者又は船内作業責任者A又はBは、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業責任者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を副運航管理者に報告するものとする。

第 4 章 乗 下 船 作 業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

- 第 6 条 駐車場整理員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。
- 2 駐車場整理員は、乗船待ち車両を車種別、行先地別等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
- 3 駐車場整理員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業責任者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については、特に留意するものとする。
- 4 駐車場整理員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは、陸上作業責任者に報告してその指示を受け、積込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
- 5 陸上作業責任者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し、又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められる時は、その旨を船内作業責任者Aに連絡する。

(乗船準備作業)

- 第 7 条 陸上作業責任者及び船内作業責任者A、Bは、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。
- 各港の旅客車両の乗船作業開始は、原則として次表のとおりとする。

旅客車両乗船開始時刻表

航 路 名	港 名	旅客乗船開始	車両乗船開始
名古屋 仙 台 苫小牧	名古屋港	離岸 1.5 時間前	離岸 3 時間前
	仙 台 港	離岸 1.5 時間前	離岸 2 時間前
	苫小牧港	離岸 1.5 時間前	離岸 3 時間前
伊勢湾周遊	名古屋港	離岸 1 時間前	
仙台湾周遊	仙 台 港	離岸 1 時間前	

- 2 乗船開始 15 分前になったとき、陸上作業責任者及び船内作業責任者 A、B は、それぞれ作業員を配置して可動橋及び人道橋を架設する。
- 3 船内作業責任者 A、B は、可動橋及び人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業責任者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

- 第 8 条 陸上作業責任者は、船内作業責任者 B の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客誘導員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
- 2 陸上の旅客誘導員は、旅客を乗船口に案内する。
 - 3 船内の旅客誘導員は、旅客を乗船口から船内へ案内する。
 - 4 陸上作業責任者及び船内作業責任者 B は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、副運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

(車両の積込み)

- 第 9 条 陸上作業責任者は、船内作業責任者 A の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導員に車両の積込みを開始するよう指示する。
- 2 陸上の車両誘導員は、車両を可動橋とランプウェイの接線まで誘導し、船内の車両誘導員に当該誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
 - 3 船内の車両誘導員は、乗船した車両の中に燃料洩れのものを発見した場合は船内作業責任者 A に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさしめるか又は下船の措置をとるものとする。
 - 4 船内の車両誘導員は、陸上の車両誘導員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある運転手等(以下「航送旅客」という。)の安全に十分注意をしなければならない。
 - 5 航送旅客誘導員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
- (2) 自動車列の両側に幅 60 cm以上の通路を船首尾方向に設けること。ただし、やむを得ず自動車列の両側に幅 60 cm以上の通路を設けることができない場合であっても、通行、避難、消火活動、救助活動等を行なうために支障のない場合は、この限りでない。
- (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅 1m以上の通路を 1 条以上設けること。ただし、自動車前後間において、消火活動、救助活動、避難等を行なう場合は、当該活動等を行なう箇所に通行、避難、消火活動、救助活動等を行なうのに十分な幅（原則 60 cmとする）の通路を設けること。

2 船内の車両誘導員は、車両の積付けの際、次の措置を講ずる。

- (1) 運転者に対してエンジンを止め、燈火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないように指示すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、家畜等積載車等で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申し出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。
- (3) トレーラーシャーシの積付けに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して、切り離し時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。

(車止め及び固縛装置取付作業等)

第11条 固縛要員は、すべての自動車について車止めを施す。

- 2 固縛要員は、積込まれたトラック、特殊自動車等の大型自動車及び危険物積載車に固縛装置を取付ける。
- 3 固縛要員は、船内作業責任者 A の指示に基づき木材積載車等重心の高い自動車にはオーバーラッシングを行う。
- 4 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業責任者 A に対し、右欄の車両について車止め固縛装置及びオーバーラッシング等の増強の実施を指示する。

	気 象 ・ 海 象	車 種
(1)	風速 12 m/S 以上、波高 3 m 以上	トラック、特殊自動車等の大型自動車及び危険物積載車
(2)	風速 20 m/S 以上、波高 5 m 以上	全 車 両

- 5 船内作業責任者 A は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

第 12 条 陸上作業責任者は、搭載予定車両の積込みが終了したときは、車両誘導員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業責任者 A にその旨を連絡する。

- 2 船内作業責任者 A は、前項の連絡を受けたときは、ランプウェイの収納時刻を決定し、陸上作業責任者に連絡する。ただし、特別の理由がない限り、ランプウェイの収納時刻は離岸時刻の 10 分前とする。

- 3 収納時刻となった時は、陸上作業責任者及び船内作業責任者 A は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮してランプウェイを収納する。

- 4 船内作業責任者 A は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客(第 10 条に定める家畜等積載車等の運転者又は監視人を除く。)が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。

- 5 陸上作業責任者は、原則として離岸時刻の 5 分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業責任者 B と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。

- 6 船内の旅客誘導員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。

- 7 船内作業責任者 A 及び B は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項をすみやかに船長に報告する。

(1) 乗船旅客数及び搭載車両数

(2) 第 10 条第 2 項第 3 号の措置をした場合は、その状況(車種、人員等)

- 8 副運航管理者は介助等の支援を必要とする人数及び部屋番号を船長に報告する。

(離岸作業)

第 13 条 陸上作業責任者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させるとともに、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業責任者 A に連絡し、綱取り放し員を所定の位置に配置する。

- 2 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。

- 3 陸上作業責任者は、船長の指示により綱取り放し員を指揮して、迅速・確実に係留索を放す。

(船内巡視)

第14条 船内巡視は、別に定める「船舶点検巡視及び陸上施設点検実施要領」に基づき実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して、前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第15条 副運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業責任者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

- 2 陸上作業責任者は、船舶の着岸時刻15分前までに綱取り作業、可動橋及び人道橋の架設等に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第16条 陸上作業責任者は、綱取り放し員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業責任者は、作業員が係留索の発射又は係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

- 2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。
- 3 船内作業責任者Bは、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第17条 船長及び副運航管理者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第18条 船長は、入港に先立ち適切な時機に船内作業責任者Aに車両のオーバーラッシング及び固縛装置の取りはずしを指示する。

- 2 船内作業責任者Aは、前項の指示を受けたときは固縛要員を指揮してオーバーラッシング及び固縛装置を取りはずす。
- 3 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業責任者A及びBに下船のために必要な作業の開始を指示する。
- 4 船内作業責任者A及びBは、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、陸上作業責任者と緊密な連携のもとにランプウェイ、人道橋を架設し、舷門を開放する。
- 5 船内作業責任者Aは、可動橋の架設完了を確認した後、固縛要員を指揮して車両の車止めを取りはずす。

- 6 船内作業責任者Bは、船内の旅客誘導員を指揮して、適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

- 第19条 船内の旅客誘導員は、船内作業責任者Bの指揮を受け、舷門にあつて人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

- 第20条 船内作業責任者Aは、船内の旅客誘導員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

(1) 運転手は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。

(2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。

- 2 船内作業責任者Bは、着岸後、船内の車両誘導員を指揮して航送旅客を乗車させる。
- 3 陸上作業責任者は、ランプウェイ、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとき、船内作業責任者Aに陸揚げの合図をする。
- 4 船内作業責任者Aは、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、各車両甲板の車両誘導員に車両の陸揚げを開始させる。
- 5 船内の車両誘導員は、車両をランプウェイ及び可動橋に停止させることのないように誘導する。
- 6 船内車両誘導員は、トレーラーシャーシの陸揚げに際しては、トレーラーヘッドの運転手に対して接続作業時のサイドブレーキの指示及び運転手がサイドブレーキをかけたことのアンサーバックを求めることを確実に実施する。
- 7 陸上作業責任者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してランプウェイ、可動橋及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保にあたる。

(下船の終了)

- 第21条 陸上作業責任者は、船内作業責任者A、Bから旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮してランプウェイ、可動橋及び人道橋の通行を遮断する。

- 2 陸上作業責任者及び船内作業責任者A、Bは、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異状の有無をそれぞれ副運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

- 第22条 船内作業責任者A及び陸上作業責任者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは作業を中断し、船長及び副運航管理者にその旨を連絡する。

- 2 船長は、前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、副運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。

- 3 船長及び副運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業責任者A及び陸上作業責任者にその旨を指示する。

第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)、

第 2 3 条 副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は、駐車場及び旅客待合所とする。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消燈すること。
- (5) 車両甲板における喫煙、その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 2 4 条 船長は、旅客が乗船している間、適宜の時間に次の事項を放送等(ビデオ放送その他の方法を含む。)により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)
- (4) 車両区域内における注意事項
 - ① 車止め及び固縛装置は自分ではずさないこと。
 - ② エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
 - ③ 車両の運転は、乗務員の誘導に従い、徐行すること。
- (5) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (6) その他旅客が遵守すべき事項
 - ① 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - ② 航海中、許可なく車両区域に立ち入らないこと。

③ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

第 6 章 消火プラン

第 25 条 船舶で発生した火災事故の処理は、人命を確保することを最優先として、これに当たらなければならない。

第 26 条 車両甲板における火災事故への対応は、別冊の太平洋フェリー「消火マニュアル」により実施する。ただし、人命確保を最優先するため必要と認めるときはこの限りでない。

2 事故発生時の通報は、事故処理基準第 2 章事故発生時の通報によりこれを行なう。

3 事故発生時に船長および運航管理者等が取るべき措置は、事故処理基準第 3 章「事故の処理等」により行なう。

第 27 条 前条第 1 項の「消火マニュアル」は、常に見直し最善を確保しなければならない。

船舶点検・巡視及び陸上施設点検実施要領

1 発航前検査

(1) 検査項目 各部点検確認簿、発航前検査記録簿記載のとおり。

(2) 検査要領 各部点検確認簿(各部責任者保管)により、各担当者が検査結果を記入し、しかる後、各部責任者(一航士、機関長、事務長)が船長に報告する。船長はこの報告を受け、発航前検査記録簿(船長室保管)に記入する。

(3) 検査時期 各港発航前、但し検査記録簿中、1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 13, 14, 15 の項目については、当該発航の前 24 時間以内及び 4 の項目については 12 時間以内に発航前の検査をしたときは、当該事項については検査を行わないことができる。

2 定期的に行う設備装置の点検

(1) 点検項目 各部点検確認簿記載のとおり。

(2) 点検要領 各部点検確認簿(各部責任者保管)により、各担当者が点検結果を記入

し、しかる後、各部責任者(一航士、機関長、事務長)が船長に報告する。

(3) 検査時期 発航前検査を兼ね毎日1回行うこと。

3 船内巡視

(1) 巡視場所 巡視記録簿記載のとおり。

(2) 巡視担当者及び巡視時間

巡視区域	巡 視 時 刻	担 当 者
車両甲板	出 港 直 後	甲板長及び甲板員 (甲板手)
	航海当直交代後	前直航海士及び前直甲板手
	0 7 0 0	甲板長及び甲板員 (甲板手)
客室区画	2 2 0 0	警備員
	0 1 0 0	
	0 3 0 0	
	0 6 0 0	

(3) 特に下記の事項が遵守されているかどうか確認し、遵守されていないときは適当な措置を講じる。

- ① 安全管理規程第36条第1項及び作業基準第10条第2項第3号による家畜等積載車等の場合を除き、自動車内又は車両甲板上に一般旅客がとどまらないこと。
- ② 自動車のエンジンは切られ、サイドブレーキを引き、車灯が消されていること。
- ③ 車両が車止めで堅固に押えられ、ラッシングの必要な車両はラッシングが十分固縛された状態であること。
- ④ 車両甲板上で喫煙及び火気の取扱いが行われないこと。
- ⑤ 禁煙の表示のある場所で喫煙していないこと。
- ⑥ 立入禁止の表示のある場所へ旅客等が立入っていないこと。
- ⑦ その他船舶の安全、運航阻害となるような状態にないこと。

4 陸上施設の点検

(1) 点検項目 点検簿記載のとおり。

(2) 点検担当者 運航管理者の指名する各港陸上責任者

(3) 点検時期 原則として毎日1回

(4) そ の 他 異常を発見したときは、直ちに運航管理者に報告し、運航管理者は運航管理部にその修復、整備を図るよう指示する。